

# 特定非営利活動法人心のおしゃべり音楽工房 会員規約

## 第1条（名称と所在地）

この法人の名称は、特定非営利活動法人心のおしゃべり音楽工房（NPO 法人心のおしゃべり音楽工房：略称 MTKooK）といい、事務所を東京都世田谷区弦巻二丁目12番28号に置きます。

## 第2条（目的）

当法人は、障がい児・者、高齢者の発達支援やコミュニケーション能力の維持・改善・向上、介護者の支援のため、また、広く一般市民を対象として、音楽を媒介に、人々の心身のリラクセス、生活機能の維持・改善・向上のために療法的音楽活動を行い、これをもって社会福祉の向上に寄与する事を目的とします。

## 第3条（会員の種別）

MTKooK の会員は、定款において定められた次の2種とし、正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とします。

### (1)正会員（個人・法人）

MTKooK の活動の趣旨目的に賛同し、当法人の発展と当法人が支援する人々の生活の質の向上のため、各種活動に積極的に寄与し、総会において議決権を有する個人及び団体の会員です。

## (2) 賛助会員（個人・法人）

MTKooK の活動の趣旨目的に賛同し、年会費を納めることで資金面から活動を賛助（支援）する為に入会した個人又は団体であり、総会においては、出席・傍聴はできますが、議決権を有さない会員です。

## 第 4 条（入会）

入会の申し込みをする場合は、代表理事が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、代表理事に FAX、E-mail、Web 申し込み、または直接提出してください。申込書の受領後 14 日以内に、正会員は入会金及び年会費、賛助会員は年会費（寄付）の振込をし、事務局が入金の確認をした日を以て入会の成立となります。

## 第 5 条（入会金及び年会費）

入会金および年会費は下記の通りとします。

### (1) 正会員（個人・団体）

入会金 3,000 円      年会費 6,000 円

### (2) 賛助会員（個人・団体）（入会金なし）

年会費 個人(チャリティー会員) 1 口 3,000 円 (1 口以上)

法人(SC 会員)                      1 口 5,000 円 (1 口以上)

\*SC=Social Contributions（社会貢献）の略

- (3) 毎年4月～6月中に当法人指定口座へお振込ください
- (4) 年会費は当法人への寄付金として受領し、便宜供与のないものとします。
- (5) 正会員および賛助会員の年会費は、MTKooKの理事会において正式に決定し、変更されることがあります。

#### 第6条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合
- (3) 暴力団関係者または、反社会的勢力に与する者であった場合
- (4) 年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合

#### 第7条（会員資格及び有効期間）

会員資格の開始と有効期間は下記の通りとします。

- (1) 当法人の会計年度は毎年11月1日から10月31日までですが、年会費は世間一般的な4月1日から翌3月31日までを単年度とし、入会した初年度は、翌3

月 31 日までを有効期間とします。

(2)前項に定める会員期間は、当該会員または当法人から申し出がない限り、満了の翌 4 月 1 日から 1 年間自動更新するものとし、以降も同様といたします。

(3)個人で入会した正会員、賛助会員が退会あるいは死去した場合は、当該会員の会員資格は失われるものとし、第三者への資格継承はできないものとし、

(4)団体で入会した正会員、賛助会員が合併などにより会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面または電磁的方法をもって当法人に通知します。

(5)会員資格の譲渡、貸与、売買などを行うことはできません。

## 第 8 条（表決権および特典）

総会は、当法人定款に定める通り正会員をもって構成し、賛助会員は議決権を有しません。また、賛助会員には、正会員と同様の会員特典はありませんが、ご希望があれば感謝状の贈呈、またはホームページへのお名前の記載をさせていただきます。

## 第 9 条（個人情報の保護及び会員情報などの公開）

(1)当法人は会員情報を会員本人の承諾なしに外部に公表することはありません。

ただし、下記(2)のケースではこの限りではありません。

(2)会員の発言等が第三者に不利益を及ぼすと判断したときは、会員のプライベート情報を警察または関連諸機関などに通知することがあります。また、裁判所、検察庁、警察、弁護士会、またはこれらに準じた権限を有する機関から、法令の規定に基づき会員のプライベート情報やアクセスログに関する情報開示を求められた時は、必要に応じて情報を開示することがあります。

(3)会員は当法人の上記(2)の対応が法令に従って行われる限りこれに異議をとなえないものとし、当法人はこれについての一切の責任を負わないものとします。

## 第 10 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失します。

(1)本人から退会の申出があったとき。

(2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3)正当な理由なく会費を滞納し、催告をうけてもそれに応じず、2 年以上滞納したとき。

(4)本規約に違反したとき

(5)除名されたとき。

## 第 11 条（除名）

当法人は、会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により当該会員を除名することがあります。

- (1)当法人の定款等に違反したとき。この会員規約に違反したとき。
- (2)他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
- (3)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (4)その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

## 第 12 条（退会）

会員は、当法人が別に定める退会届を代表理事に提出することにより、任意に退会することができます。

## 第 13 条（拠出金品の不返還）

既に納入した入会金・年会費及びその他の拠出金品は、これを返還しません。

## 第 14 条（正会員特典）

正会員には、次のような特典があります。

- (1)総会議決権を持つ
- (2)会員専用アカウントで会員専用ドライブを閲覧できる
- (3)MTKooK 所蔵楽譜の無料ダウンロードと欲しい楽譜のリクエストができる
- (4)当法人が企画する事業・イベントの先行案内
- (5)セッション費用・サポート費用の割引
- (6)同居の家族も正会員として活動できる
- (7)MTKooK とともに音楽療法ライブやセミナーを企画・共催できる
- (8)MTKooK 所属のセラピストメンバーに団体規定料金でセッションを依頼できる
- (9)MTKooK の所有する楽器を無料レンタルできる
- (10)MTKooK として助成金の申請や世田谷区けやきネットの利用ができる

## 第 15 条（禁止事項）

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1)他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為もしくはその恐れのある行為。
- (2)公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3)当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。

(4)MTKooK の許可なしに行う営業活動や営利を目的とした行為。その他、不適切と判断されるすべての行為。

#### 第 16 条（免責）

当法人に関連して、会員が他の会員もしくは第三者に対して損害を与えた場合、または会員と他の会員もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当法人は一切責任を負わないものとし、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償し、また、かかる紛争を解決するものとし、当法人にいかなる迷惑または損害をあたえないものとします。

#### 第 17 条（損害賠償）

会員が定款及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。

また、会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとします。

#### 第 18 条（会員規約の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を

変更することがあります。

附 則 本規約は、西暦 2020(令和2)年 月 日から施行します。

以上

特定非営利活動法人 心のおしゃべり音楽工房